

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

条例

- 福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例 一
- 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例 六
- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例 二
- 福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例 三
- 福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の一部を改正する条例 三

条例

福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例及び福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県条例第七十四号

福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例

目次
前文

第一章 総則（第一条―第七条）
 第二章 気候変動対策推進計画等（第八条―第十条）
 第三章 緩和策の推進に関する事項

第一節 事業活動に関する気候変動対策（第十一条―第十五条）
 第二節 交通及び自動車使用に関する気候変動対策（第十六条―第二十一条）
 第三節 建築物に関する気候変動対策（第二十二条・第二十三条）
 第四節 日常生活に関する気候変動対策（第二十四条―第二十九条）
 第五節 再生可能エネルギー等の利用に関する気候変動対策（第三十条―第三十三条）

第六節 エネルギー使用に起因しない気候変動対策（第三十四条―第三十七条）
 第七節 森林整備等に関する気候変動対策（第三十八条―第四十二条）
 第四章 適応策の推進に関する事項（第四十三条―第四十六条）
 第五章 気候変動対策に関する県民の理解の増進等（第四十七条―第五十三条）
 第六章 気候変動対策に関する推進体制（第五十四条・第五十五条）
 第七章 雑則（第五十六条・第五十七条）

附則
 二〇二一年の東日本大震災は、被害が甚大で、かつ、被災地域が広範にわたる未曾有の大災害であり、特に、本県は、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により放射性物質が拡散し、深刻かつ多大な被害を受けた。

本県では、今般の原発事故を受け、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会を目指すという理念を掲げ、再生可能エネルギーの推進などを通じ、環境との共生が図られた社会づくりを推し進めている。

世界では、二〇一五年に、様々な環境問題を背景に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」が採択され、二〇一六年には、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比較して二度より十分低く保つとともに一・五度に抑える努力をすることを世界共通の成果目標とした「パリ協定」が発効された。日本政府も目標を定めて温室効果ガスの排出の量の削減に取り組んでいるものの、気象災害の頻発化・激甚化など、大気中の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が世界各地で顕在化している。

また、二〇二一年八月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第六次評価報告書第一作業部会報告書」によれば、人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされている。

本県においても、令和元年東日本台風など、豪雨等による水害や土砂災害が発生し、県民生活に深刻な被害をもたらしており、地球温暖化への対処は、私たち一人一人に課せられた喫緊の課題である。

こうした世界の潮流等を迅速かつ積極的に捉え、持続可能で活力ある本県の経済社会を構築し、将来にわたり県民の生命及び財産を守るため、本県でも二〇二一年二月に、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言したところである。

二〇五〇年までのカーボンニュートラルを実現し、人間活動による気候変動への影響を最小限に食い止めるためには、徹底した省エネルギー対策と最大限の再生可能エネルギーの利用などの緩和策と、気候変動の影響に係る被害の防止又は軽減及び気候変動の影響の効果的な活用を図る適応策を両輪として、実効性のある取組を県民総ぐるみで推進することが求められる。

本県は、広大な森林や猪苗代湖、裏磐梯に代表される豊かで美しい自然環境に恵まれ、都市と山村とが共存する特色ある地域構造を有するとともに、多様な自然や風土が、独自の文化を育んできた。今後は、自然環境や生物多様性の保全等に配慮しつつ、温室効果ガスの吸収源となる森林や豊富な地域資源等によって生み出される再生可能エネルギーを活用した気候変動対策を進めるとともに、グリーンインフラ（自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用をいう。）の取組推進による持続可能で魅力ある地域づくりを進めることが不可欠となる。

また、本県の未来を担うのは、子どもや若者たちであり、本県が原発事故を乗り越え、将来にわたって持続的かつ健全に発展し、人間性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、子どもや若者たちと共に様々な取組を進めていくことが重要である。

そこで、本県においては、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現に向け、豊富な森林資源や多様な生態系、再生可能エネルギーを生み出す豊富な地域資源を最大限に活用するとともに、事業者や県民を始めとするあらゆる主体、世代の理解と共感を得ながら、オール福島で取組を推進することが必要であることから、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本県の二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に取組を推進すること、さらには、県、事業者、県民等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図ることで、持続可能な社会を構築し、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 二 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- 三 カーボンニュートラル 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

四 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

五 緩和策 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出量の削減等」という。）を図るための施策をいう。

六 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスその他自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源（以下これらを「再生可能エネルギー」という。）を利用して得られるエネルギーをいう。

七 水素等 水素及びアンモニア、合成メタン、合成燃料その他の水素化合物であつて、化石燃料に代わる物質をいう。

八 気候変動 地球温暖化その他の気候の変動をいう。

九 気候変動影響 気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

十 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他の生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

十一 適応策 気候変動適応に関する施策をいう。

十二 気候変動対策 緩和策及び適応策をいう。

十三 エンカル消費 持続可能な社会の構築のための、人、社会、環境、地域等に配慮した消費行動をいう。

(基本理念)

第三条 カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりに貢献する取組を推進すること。
- 二 気候変動対策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 三 あらゆる主体が、それぞれの立場において、気候変動対策に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、県を挙げて取り組み、カーボンニュートラルの実現に向けた社会的機運を醸成すること。
- 四 緩和策と適応策を両輪として推進するとともに、気候変動対策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

(県の責務)

第四条 県は、総合的かつ計画的な気候変動対策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の気候変動対策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、事業者（福島・国際研究産業都市（福島イノベーション・コースト）構想に基づき設置された拠点を始めとする各研究機関等を含む。）及び県民（県民を構成員とする民間団体を含む。）と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を率先して講ずるものとする。
(事業者の責務)

第五条 事業者は、気候変動対策の重要性に関する理解を深めるとともに、その事業活動において、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。
(県民の責務)

第六条 県民は、気候変動対策の重要性への関心と理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。
(観光等による一時滞在者の責務)

第七条 観光旅行者その他の県内に一時的に滞在する者(以下「一時滞在者」という。)は、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。

2 一時滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

第二章 気候変動対策推進計画等

(気候変動対策推進計画)

第八条 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化の防止及び気候変動への適応に関する計画(以下「気候変動対策推進計画」という。)を定めるものとする。

2 気候変動対策推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 温室効果ガスの排出の量の削減及び吸収の量に関する中長期目標

二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項

三 気候変動適応に関する施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、気候変動対策推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く事業者、県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、気候変動対策推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、気候変動対策推進計画の変更について準用する。
(取組状況の公表)

第九条 知事は、毎年、気候変動対策推進計画に基づく気候変動対策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(県の事務及び事業における率先実施)

第十条 県は、自らの事務及び事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を率先して講ずるものとする。

一 環境保全のための施策の推進に関すること。

二 省資源・省エネルギーの徹底に関すること。

三 再生可能エネルギーの最大限の利用に関すること。

四 建築物の省エネルギー対策に関すること。

五 電動車(電気を動力の全部又は一部として使用して走行する自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。)の導入の推進に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な措置

第三章 緩和策の推進に関する事項

第一節 事業活動に関する気候変動対策

(事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等)

第十一条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握するとともに、省エネルギーの推進、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百八十八条第一項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)の使用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する取組を行うよう努めるものとする。

(働き方の転換)

第十二条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、温室効果ガスの排出の量がより少ない働き方の導入に努めるものとする。

(エンカル消費の推進)

第十三条 事業者は、事業活動及び消費行動が人、社会、地域及び環境に与える影響を理解し、エンカル消費に資する事業活動の実践に努めるものとする。

(カーボン・オフセットの推進)

第十四条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難であると判断した場合において、事業活動を行う場所以外の場所で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入すること、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動を実施すること等により、その排出の量の全部又は一部を埋め合わせる(以下「カーボン・オフセット」という。)を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、カーボン・オフセットを行うに当たっては、県内で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入するよう努めるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動については、県内において行うよう努めるものとする。

(環境に配慮した生産活動)

第十五条 農林水産業を営む者は、第十一条から前条までの取組に加え、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。

第二節 交通及び自動車使用に関する気候変動対策

(公共交通機関等の利用等への転換)

第十六条 県民及び一時滞在者は、自動車及び原動機付自転車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。)(以下これらを「自動車等」という。)

のうち、自家用として使用されるもの（以下「自家用自動車等」という。）の使用に代えて、バス、鉄道その他の公共交通機関又は自転車（以下「公共交通機関等」という。）の利用に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において使用する自動車等及びその従業員の通勤において使用する自家用自動車等からの温室効果ガスの排出量の削減を図るため、事業所の立地条件等に応じ、従業員に対し、公共交通機関等の利用又は徒歩による移動の促進に必要な取組を行うよう努めるものとする。

（エコドライブ及びアイドリングストップの実施）

第十七条 自動車等を使用する者は、エコドライブ（温室効果ガスの排出量をより少なくするための適切な運転をいう。）及び車両整備に努めるものとする。

2 自動車等を使用する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、自動車等を駐車し、又は停車するときは、アイドリングストップ（自動車等の原動機の停止をいう。）を行うよう努めるものとする。

（温室効果ガスの排出量の少ない自動車等の購入）

第十八条 自動車等を購入し、又は使用する者は、電動車その他の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車を優先的に選択するよう努めるものとする。

（自動車等を販売する事業者の購入者に対する環境情報の説明）

第十九条 自動車等を販売する事業者は、自動車等を購入しようとする者に対し、当該自動車等に関する温室効果ガスの排出の量その他の環境情報について説明するよう努めるものとする。

（電動車の充電設備の設置等）

第二十条 商業施設、宿泊施設その他の相当程度の集客が見込まれる施設であつて、駐車場を設置する者は、当該駐車場に電動車のための充電設備等を整備し、及び電動車を優先的に駐車するための区画を設置するよう努めるものとする。

2 給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第一号に規定する給油取扱所をいう。）の新設並びに位置、構造及び設備の変更をしようとする者は、燃料電池自動車等に対し、水素を充填するための設備の導入について検討を行うよう努めるものとする。

（物流の効率化等）

第二十一条 事業者は、物流に係る温室効果ガスの排出量の削減を図るため、配送の共同化その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者及び県民は、物流に係る温室効果ガスの排出量の削減を図るため、事業活動及び日常生活に関し、貨物等の発送、配達及び受取に当たっては、受取人の不在等の事由により再度の配達の必要を生じないよう努めるものとする。

第三節 建築物に関する気候変動対策

（建築物の新築等に係る温室効果ガスの排出量の削減等）

第二十二條 建築物の新築、増築若しくは改築又は改修（以下「新築等」という。）をしようとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの

排出量の削減等のための取組を行うよう努めるものとする。

（再生可能エネルギーの利用等）

第二十三條 建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物への再生可能エネルギー設備（再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。以下同じ。）及び水素利用設備の導入について検討を行うよう努めるものとする。

2 建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物の木造化（建築物の新築等に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を利用することをいう。以下同じ。）及び木質化（建築物の新築等に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分の全部又は一部に木材を利用することをいう。以下同じ。）並びに県産材（県内の森林から生産された木材をいう。以下同じ。）の利用について検討を行うよう努めるものとする。

3 建築物の新築等をしようとする者は、電動車のための充電設備等の導入について検討を行うよう努めるものとする。

第四節 日常生活に関する気候変動対策

（エネルギーの使用の量の把握等）

第二十四條 県民は、温室効果ガスの排出量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握及び省エネルギーに努めるものとする。

（環境物品等の選択）

第二十五條 県民は、温室効果ガスの排出量の削減を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。）その他のカーボンニュートラルの実現に資する物品又は役務を選択するよう努めるものとする。

（エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等）

第二十六條 県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めるものとする。

（生活様式の転換）

第二十七條 県民は、温室効果ガスの排出量の削減等を図るため、温室効果ガスの排出の量がより少ない生活様式の転換に努めるものとする。

（エンカル消費の推進）

第二十八條 県民は、消費行動が人、社会、地域及び環境に与える影響を理解し、エンカル消費に資する日常生活の実践に努めるものとする。

（地産地消の推進）

第二十九條 県民は、農林水産物又はその加工品を消費する場合には、輸送及び加工に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない県内で生産された農林水産物又はその加工品を優先的に消費するよう努めるものとする。

第五節 再生可能エネルギー等の利用に関する気候変動対策

（再生可能エネルギー等の利用の推進）

第三十条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。

2 商業施設、宿泊施設その他の相当程度の集客が見込まれる施設を設置する者は、災害発生時の備えにもなるよう再生可能エネルギー設備の導入に努めるものとする。

(再生可能エネルギー等の地産地消)

第三十一条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、地域において得られた再生可能エネルギー及び地域において製造された水素等並びにそれらを利用して得られるエネルギーを当該地域において利用することができるよう努めるものとする。

(再生可能エネルギー設備等の設置に当たつての自然環境保全等)

第三十二条 再生可能エネルギー設備等を設置しようとする者は、当該設備等の設置に当たつては、関係法令を遵守して、災害の発生防止、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減並びに生物多様性及び景観の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活環境の確保に配慮するよう努めるものとする。

(水素等の利用の促進)

第三十三条 県は、水素等の製造、輸送、貯蔵、利用等の体制及び設備の整備並びに必要な拡大に向けた事業者その他の関係者の間の連携の促進、水素等の利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六節 エネルギー使用に起因しない気候変動対策

(事業活動における廃棄物の発生の抑制等)

第三十四条 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たつては、温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

(日常生活等における廃棄物の発生の抑制)

第三十五条 県民及び一時滞在者は、その日常生活又は一時的な滞在に関し、廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

(資源の循環利用の促進)

第三十六条 事業者、県民及び一時滞在者は、廃棄物の分別を行うとともに、再生資源に係る回収活動に参加し、又は協力すること等により、再生利用その他の資源の有効な利用に努めるものとする。

(フロン類の排出の抑制)

第三十七条 事業者及び県民は、機器に冷媒として充填され、又は充填されていたフロン類を大気中に放出しないよう努めるものとする。

2 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、製品を購入しようとする場合には、代替フロン(地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。以下同じ。)を使用していない、又は代替フロンの使用の量がより少ない製品を選択するよう努めるものとする。

第七節 森林整備等に関する気候変動対策

(森林の整備の推進等)

第三十八条 県は、森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、市町村その他の関係機関と協力して、森林の整備及び保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。)、事業者、県民及び一時滞在者は、森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、協力して森林の整備及び保全の推進に努めるものとする。

(県産材の利用)

第三十九条 県は、市町村その他の関係機関と協力して、県産材の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者及び県民は、森林資源の循環的な利用による温室効果ガスの吸収の量の増加を図るため、県産材を積極的に利用するよう努めるものとする。

(再造林の推進)

第四十条 県は、再造林(森林の伐採跡地において、再び苗木を植栽する等の方法で森林を造成することをいう。以下同じ。)を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

2 森林所有者等は、皆伐後に再造林を行うよう努めるものとする。

(藻場等の保全等)

第四十一条 県は、事業者、県民等と連携して、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する藻場等の保全等の取組を推進するよう努めるものとする。

2 県は、猪苗代湖等の湖沼における温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する知見を収集し、水質保全及び生態系保全との両立を図りながら効果的に利用するため必要な措置を講ずるものとする。

(都市緑化の推進)

第四十二条 事業者及び県民は、都市における温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めるものとする。

第四章 適応策の推進に関する事項

(適応策の推進に関する基本的事項)

第四十三条 県は、地勢、産業、人口の年齢別構成等の地域の特性を踏まえ、気候変動影響に係る被害の防止又は軽減及び気候変動影響の効果的な活用的一面から、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の各分野の適応策を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、その事業活動又は日常生活に及ぶ気候変動影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めるとともに、適応策を行うよう努めるものとする。

(適応策の推進における重点的事項)

第四十四条 県、事業者及び県民は、適応策のうち、特に次に掲げる事項について、重点的に推進するものとする。

- 一 水害、土砂災害その他の自然災害に係る被害の防止又は軽減に資する取組
- 二 熱中症、感染症その他の疾病の予防に資する取組
- 三 農林水産物の栽培技術等の開発、生産基盤の整備その他の食料供給の確保に資する取組

る取組

(福島県気候変動適応センター)

第四十五条 県は、県内における適応策を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、福島県気候変動適応センターを設置し、運営する。

(適応策の推進に関する支援)

第四十六条 県は、県内における適応策を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うことにより、事業者、県民等が行う適応策を支援するものとする。

第五章 気候変動対策に関する県民の理解の増進等

(カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する理解の促進等)

第四十七条 県は、地球温暖化の現状及び気候変動対策の重要性について、事業者、県民等の理解を深めるため、緩和策及び適応策に関する情報及び意見を交換する機会の提供、これらの者による主体的かつ積極的なカーボンニュートラルの実現に向けた取組を促進するための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(カーボンニュートラルの実現に資する産業の育成及び振興)

第四十八条 県は、カーボンニュートラルの実現に資する産業の育成及び振興を図るため、事業化及び事業者の当該産業への参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(温室効果ガスの排出の量の削減等に資する技術の研究開発等)

第四十九条 県は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の研究開発及び活用を推進するため、事業者、大学その他研究機関等との連携の強化、当該研究開発の成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(カーボンニュートラルの実現に資する産業人材の育成)

第五十条 県は、カーボンニュートラルの実現に資する産業人材の育成を図るため、実践的な知識と技術の習得のための職業訓練の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(環境教育の推進)

第五十一条 県は、県民のカーボンニュートラルの実現に向けた意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、市町村その他の関係機関と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。

(顕彰)

第五十二条 知事は、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を積極的に実施する事業者、県民等の顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第五十三条 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

第六章 気候変動対策に関する推進体制

(推進体制の整備)

第五十四条 県は、事業者、県民、市町村、地域地球温暖化防止活動推進センター(地球温暖化対策の推進に関する法律第三十八条第一項の規定により知事が指定するものをいう。)その他関係機関と連携して、カーボンニュートラルの実現に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(関係者の連携協力)

第五十五条 県は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、カーボンニュートラルの実現に関する施策を推進するものとする。

第七章 雑則

(条例の見直し)

第五十六条 知事は、この条例の施行の状況、気候変動対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、適時に、その見直しを行わなければならない。

2 知事は、前項の見直しに当たっては、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

(補則)

第五十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境共生課)

福島県条例第七十五号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(平成十九年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。附則第二項中「令和六年十二月十日」を「令和十一年十二月十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県条例第七十六号

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 屋外保管事業場の許可等(第七条―第十八条)
- 第三章 屋外保管事業場の運営(第十九条―第二十二条)
- 第四章 手数料(第二十三条)
- 第五章 雑則(第二十四条―第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条―第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、特定再生資源物の屋外における適正な保管及び保管に伴う作業について、屋外保管事業場設置者及び県の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災その他の事故を防止し、併せて当該保管に伴う騒音等の発生の防止等を図り、もって県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定再生資源物 使用を終了し、収集された物のうち、次に掲げるものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項の廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二百一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）及び法第十七条の二第一項の有害使用済機器を除く。
 - ア 金属（分解、破碎、圧縮その他の処理がされたものを含む。以下同じ。）又は金属を含む混合物
 - イ プラスチック（分解、破碎、圧縮その他の処理がされたものを含む。以下同じ。）又はプラスチックを含む混合物
- 二 屋外保管 業として特定再生資源物の取引を行うため屋外において特定再生資源物を保管することをいう。
- 三 屋外保管事業場 屋外保管の用に供する事業場をいう。
- 四 屋外保管事業場設置者 屋外保管事業場を設置した者をいう。
- 五 屋外保管事業場設置者の責務
 - 第三條 屋外保管事業場設置者は、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災その他の事故を防止するとともに、騒音、振動その他の生活環境の保全上の支障（以下「騒音等」という。）が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。
 - 第四條 土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場の設置が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全上の支障がないことを確認するよう努めなければならない。
 - 第五條 県は、その区域内における屋外保管の状況を把握し、屋外保管が適正に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村が講ずる屋外保管に関する措置について、市町村に対し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
 - 第六條 屋外保管事業場設置者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から特定再生資源物の保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他特定再生資源物の保管に關し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

二 屋外保管事業場から特定再生資源物又はその保管に伴って生じた汚水若しくは油分が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 保管する特定再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

イ 容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特定再生資源物の高さで規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ 特定再生資源物の保管に伴い汚水又は油分が屋外保管事業場外に流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水又は油分による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、屋外保管事業場の底面を不透水性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める措置

三 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

四 屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、特定再生資源物その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他規則で定める措置を講ずること。

五 屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

2 敷地面積（隣接する二以上の屋外保管事業場を共に屋外保管の用に供する場合には、これらの全ての屋外保管事業場の敷地面積の合計。次条第一項第一号において同じ。）が百平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第一号の規定は、適用しない。

第二章 屋外保管事業場の許可等

(屋外保管事業場の許可)

第七條 屋外保管事業場を設置しようとする者は、当該屋外保管事業場ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該屋外保管事業場が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 敷地面積が百平方メートルを超えない場合
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設置する場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 屋外保管事業場の設置の場所
- 三 屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ

四 屋外保管事業場の設置に関する計画

- 五 屋外保管事業場における崩落、火災その他の事故の防止及び騒音等の発生の防止等のための計画
- 六 その他規則で定める事項

3 第一項の許可の申請をしようとする者は、当該許可の申請をする日までに、当該許可に係る屋外保管事業場の周辺地域の住民その他の者に対し、規則で定めるところにより前項第一号から第三号までに規定する事項その他知事が必要と認める事項を周知しなければならない。

(許可の基準)

第八条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 前条第二項第三号から第五号までの事項が第六条第一項各号の基準に適合していること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

エ 法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(平成十五年福島県条例第十七号、以下「廃棄物適正化条例」という。)若しくは福島県生活環境の保全等に関する条例(平成八年福島県条例第三十二号)若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

オ 法第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは法第十四条の三の二第二項(第四号に係る部分を除く。)(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)(又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第七条の四第一項第三号又は法第十四条の三の二第一項第三号

(法第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))において、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。))であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。))

カ 法第七条の四第一項若しくは法第十四条の三の二第一項(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)(又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までに法第七条の二第三項(法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬若しくは処分(再生することを含む。))の事業のいずれかの全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の届出があつた場合において、カ)の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))の規則で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

キ カ)に規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬若しくは処分(再生することを含む。))の事業のいずれかの全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の届出があつた場合において、カ)の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))の規則で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ク 第十三条又は廃棄物適正化条例第三十七条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第十三条第一項第一号(第八条第一項第二号及びセ(同号オ及びクに係るものに限る。))に係るものに限る。))に該当することにより許可が取り消されたときを除く。))においては、当該取消しの処分に係る福島県行政手続条例(平成七年福島県条例第五十五号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。))

ケ 第十三条又は廃棄物適正化条例第三十七条の規定による許可の取消しの処分に係る福島県行政手続条例第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第二項又は廃棄物適正化条例第三十六条第三項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの

コ ケ)に規定する期間内に第十一条第二項又は廃棄物適正化条例第三十六条第三項

の規定による廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

サ その屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者

シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ス 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからシまでのいずれかに該当するもの

セ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの

ソ 個人で規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第一項の許可には、県民生活の安全の確保又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第一項の許可を受けた者（以下「許可屋外保管事業場設置者」という。）は、当該許可に係る屋外保管事業場について、知事の検査を受け、当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した同項第四号及び第五号の計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（許可の更新）

第九条 第七条第一項の許可は、当該許可の日から起算して五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項の規定による許可の更新について準用する。

3 第一項の規定による更新の申請を行った場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、その許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（記録の作成等）

第十条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る屋外保管事業場ごとに屋外保管に関する記録を作成し、作成の日から五年間、これを保存しなければならない。

（変更の許可等）

第十一条 許可屋外保管事業場設置者は、第七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 許可屋外保管事業場設置者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第七条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき、又は当該許可に係る屋外保管事業場を廃止したとき、若しくは屋外保管事業場を休止し、若しくは休止した屋外保管事業場を再開したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第八条の規定は、第一項の変更の許可について準用する。

（催告及び命令）

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべき旨の催告をすることができる。

一 設置した屋外保管事業場が第六条第一項の基準に適合しなくなった場合 当該屋外保管事業場に係る屋外保管事業場設置者

二 この条例の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をし、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助ける行為（以下「違反行為等」という。）を行った場合 当該違反行為等を行った屋外保管事業場設置者

三 第八条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反した場合 当該許可に係る許可屋外保管事業場設置者

2 知事は、前項に規定する催告を受けた者が、正当な理由なくその催告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めてその催告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

（許可の取消し）

第十三条 知事は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可屋外保管事業場設置者に係る第七条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 第八条第一項第二号アからタまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一項第二号に規定する場合に該当し情状が特に重いつたとき、又は同条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、許可屋外保管事業場設置者（次条第三項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した者を含む。）が、不正の手段により第七条第一項の許可、第九条第一項の規定による許可の更新、第十一条第一項の変更の許可又は次条第一項の許可（以下この項において「許可等」という。）を受けたときは、当該許可等を取り消さなければならない。

3 知事は、屋外保管事業場が、前条第一項第一号又は第二号に規定する場合のいずれかに該当するときは、当該屋外保管事業場に係る第七条第一項の許可を取り消すことができる。

(屋外保管事業場の譲受け等)

第十四条 許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 第八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一項の許可を受けて屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該屋外保管事業場に係る許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

(合併及び分割)

第十五条 許可屋外保管事業場設置者である法人の合併の場合(許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について、知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 第八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第十六条 許可屋外保管事業場設置者について相続があったときは、相続人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第十七条 知事は、第七条第一項の許可(第九条第一項の規定による許可の更新を含む。)又は第十一条第一項の変更の許可をしようとするときは、第八条第二項第二号シからタまでのいずれかに該当する事由(同号スからソまでのいずれかに該当する場合にあつては、同号シに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、福島県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第十三条第一項又は第二項の規定による許可の取消しをしようとするときは、第八条第一項第二号シからタまでのいずれかに該当する事由の有無について、福島県警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第十八条 福島県警察本部長は、屋外保管事業場設置者について、第八条第二項第二号シからタまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該屋外保管事業場設置者に対して適当な措置を講ずることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 屋外保管事業場の運営
(現場責任者)

第十九条 屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければ

ならない。

(報告徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業場設置者その他の関係者に対し、屋外保管の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業場又は屋外保管事業場設置者の事務所若しくは事業場その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故時の措置)

第二十二条 屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場において火災その他の事故が発生したことにより県民生活の安全の確保又は生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、屋外保管事業場設置者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業場設置者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四章 手数料

(手数料)

第二十三条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手料を徴収する。

- 一 第七条第一項の許可の申請を行う者 六万円
 - 二 第九条第一項の規定による許可の更新の申請を行う者 五万円
 - 三 第十一条第一項の変更の許可の申請を行う者 四万六千円
 - 四 第十四条第一項の譲受け又は借受けの許可の申請を行う者 三万四千円
 - 五 第十五条第一項の法人の合併又は分割の認可の申請を行う者 三万四千円
- 2 前項の手料は、福島県収入証紙により納付しなければならない。
- 3 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、県の責めに帰すべき事由により審査ができなくなった場合は、この限りでない。

第五章 雑則

(公表)

第二十四条 知事は、第十二条第二項若しくは第二十三条第二項の命令又は第十三条の許可の取消しを行ったときは、当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該

命令又は許可の取消しの内容を公表することができる。

(適用除外)

第二十五条 この条例の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- 一 国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合
- 二 屋外保管を適正に行うことができる者として規則で定めるものが屋外保管を行う場合
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設（当該保管施設に係る同項第十一号の港湾施設用地を含む。）において屋外保管を行う場合

(関係行政機関への照会等)

第二十六条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができるほか、その職員の立入検査への同行を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第二十七条 市町村がその地域の実情に応じて独自に特定再生資源物の屋外における保管に対する条例を制定し、又は制定しようとする場合にあっては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定（第五条を除く。以下この条において同じ。）の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、当該市町村の条例がこの条例と同等以上の事故の防止及び騒音等の発生の防止等の効果があると認めるときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。

3 前項の規定による告示があったときは、この条例の規定は、同項に規定する日から、当該告示に係る市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第二十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定に違反して、屋外保管事業場を設置した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反して、第七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者
- 三 不正の手段により第七条第一項の許可、第九条第一項の規定による許可の更新、第十一条第一項の変更の許可又は第十四条第一項の許可を受けた者
- 四 第十二条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第十四条第一項の規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰

金に処する。

一 第八条第三項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、当該屋外保管事業場を使用した者

二 第二十二條第二項の規定による命令に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第二項又は第十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(罰則規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に屋外保管事業場を設置している者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間に限り、第七条及び第八条第三項の規定にかかわらず、引き続き当該屋外保管事業場において特定再生資源物の保管を行うことができる。

3 前項に規定する者が、同項の期間内に、規則で定めるところにより知事に届け出たときは、施行日において第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、第八条第三項の規定は、適用しない。

(産業廃棄物課)

福島県条例第七十七号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の部福島県かしわ荘の項中「西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一番地の四」を「西白河郡西郷村大字真船字芝原二九番地の四」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

福島県条例第七十八号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

福島県農業総合センター条例(平成十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十七条」に、「第二十五条」を「第二十八条」に改める。

第四条第一項中「総合センター」の下に「(第十一条の農業短期大学校を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第五条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第二十五条を第二十八条とする。

第三章中第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(使用の承認等)
第二十六条 前章の規定は、短期大学校を使用しようとする者について準用する。この場合において、第五条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

第二十二條の次に次の二條を加える。
 (学生寮への入寮)
第二十三条 学生は、学生寮に入寮しようとするときは、規則で定めるところにより校長の許可を受けなければならない。

(寮使用料)
第二十四条 学生寮に入寮する者は、寮使用料を納入しなければならない。

2 寮使用料は、年額一万八千五百円とする。

3 第二十条(第二項を除く。)、第二十一条(第三項を除く。)及び第二十二條の規定は、寮使用料について準用する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第二(第二十六条関係)

一 基本使用料

施設の別	使用単位	使用料の額
一般宿泊棟客室(小)	一月	七、〇〇〇円
一般宿泊棟客室(大)	一泊	四、〇〇〇円
	一月	一四、〇〇〇円

(保健福祉総務課)

バリアフリー室

ゼミ室A	ゼミ室B		クリエイティブホール		バリアフリー室	
	全日	半日	全日	半日	一月	一泊
全日	半日	全日	半日	全日	一月	一泊
一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、三〇〇円	一、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円

備考

1 使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

(1) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間

(2) 全日 午前九時から午後五時までの時間

二 特別使用料

種 別	使用料の額
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

1 「営利目的使用加算料」とは、短期大学校の利用者が短期大学校の施設を使用する場合で次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。

- (1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
- (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用

- 2 「準備等使用料」とは、短期大学の使用者が短期大学の施設を準備又は練習のために使用する場合の使用料をいう。
 - 3 この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 三 設備使用料

設備の別	施設の別	使用単位		使用料の額
		全日	半日	
冷暖房設備	クリエイティブホール	全日	半日	五、二五〇円
		全日	半日	一〇、五〇〇円
	ゼミ室A	全日	半日	五〇〇円
		全日	半日	一〇〇〇円
ゼミ室B	全日	半日	九〇〇円	
	全日	半日	一、八〇〇円	
音響設備	クリエイティブホール	全日	半日	一、八〇〇円
		全日	半日	三、六〇〇円
	映像設備（スクリーン）	全日	半日	九〇〇円
		全日	半日	一、八〇〇円
映像設備（プロジェクター一台）	クリエイティブホール	全日	半日	一、一〇〇円
		全日	半日	二、二〇〇円

備考

- 1 設備使用料は、短期大学の使用者がクリエイティブホール、ゼミ室A又はゼミ室Bを使用する場合においてこの表に掲げる設備を使用するときに、基本使用料に加算する。
- 2 使用単位の欄中「半日」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

- (1) 半日 午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間
 - (2) 全日 午前九時から午後五時までの時間
- 3 使用する時間がこの表に定める使用単位に満たないときは、これをこの表に定める使用単位に切り上げて計算する。
- 附則
- この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- （農業担い手課）

福島県条例第七十九号

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の一部を改正する条例

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（平成十二年福島県条例第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「申請者」の下に「並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）第八十八条に規定する証明書の交付の申請者」を加え、「宅地造成等許可申請手数料（以下）を」を「宅地造成等許可申請手数料又は証明書交付申請手数料（以下これらを）」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「宅地造成」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 省令第八十八条に規定する法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付の申請に係る手数料の額は、一件につき四百七十円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（都市計画課）

